

令和4年第8回

美里町農業委員会総会議事録

第8回美里町農業委員会総会

- 1 開催日時
令和4年8月25日(木) 午前9時17分から午前9時50分
- 2 開催場所
美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(15名)

| | | | | | |
|-----|---------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐々木 幸一郎 | 2番 | 福田 なほ子 | 3番 | 鈴木 幸博 |
| 4番 | 渡邊 雅光 | 6番 | 後藤 幸太郎 | 7番 | 小野 保裕 |
| 8番 | 我妻 卓美 | 9番 | 片倉 澄子 | 10番 | 遊佐 恭一 |
| 11番 | 澁谷 正行 | 12番 | 久道 雄悦 | 13番 | 尾形 司 |
| 14番 | 古内 世紀 | 15番 | 邊見 勝寿 | 16番 | 伊藤 恵子 |
- 4 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 非農地証明願について
- 5 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 6 その他連絡・報告事項
 1. 行事報告及び行事予定(令和4年8月~9月分)について
 2. 令和4年度農地利用状況調査等の報告について
 3. 美里町農業委員会委員研修会について
 4. その他
- 7 農業委員会事務局職員(2名)

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋 博喜 |
| 事務局次長 | 野田 浩司 |

8 会議の概要

| | |
|--------|--|
| 事務局長 | <p>ただいまより令和4年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>(挨拶内容省略)</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、これより令和4年第8回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p> |
| 議長 | <p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。3番鈴木幸博委員、4番渡邊雅光委員をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について、8月8日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 遊佐恭一委員 | <p>では、遊佐より報告いたします。</p> <p>今回は8月8日月曜日、201会議室において、邊見職務代理、澁谷委員、私、遊佐の3名で対応いたしました。</p> <p>相談件数は1件で、●●市の●●さんという方で、美里で新規就農をしたいということの相談です。現在は●●の株式会社●●という法人に勤務しておりまして、●●にも農場があり、そこでも農作業をしているということでありました。美里に知り合いがいるので、町内に農地を探し、美里で新規就農したいという内容でありました。</p> <p>何かあまりにも漠然としていたので、耕作したい作物や面積など、もう少し詳しい計画を立てて、具体的な内容を検討してからまた来庁してほしいというふうに対応いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>また、8月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> |
| 事務局 | <p>(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> |

引き続き、農地調査委員会の担当委員による調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

それでは、報告いたします。

現地調査の写真もございますので、併せてご覧願います。

農地調査委員会は、今月は邊見会長職務代理者が所用により欠席したため、福田委員と委員長である私佐々木と伊藤会長、事務局から高橋局長、野田次長の計5名により、8月16日火曜日に現地調査を行いました。

非農地証明願についての意見でございます。

番号6と番号7につきましては、現地は●●地区の●●に位置しておりまして、申請地は神社の境内地として長年使用され、非農地化して20年以上が経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号8につきましては、現地は●●地区の●●に位置しております。申請地は地域のごみ集積所として長年使用され、非農地化して20年以上が経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号9につきましては、現地は●●地区の●●に位置しております。申請地は住宅の敷地として長年使用され、非農地化して20年以上が経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号10でございますけれども、現地は●●地区の●●に位置しておりまして、申請地は住宅の敷地として長年使用され、非農地化して20年以上が経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 続きますして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを審議いたします。
農業委員会に関する法律第31条により、8番我妻卓美委員の退席を求めます。番号205について、関係者ですので退席をお願いします。

議長 休憩いたします。(9:39)

議長 再開いたします。(9:39)

議長 それでは、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(9:40)

議長 再開いたします。(9:40)

議長 それでは、第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長 続きますして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、8月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見でございます。
番号13につきましては、●●字●●に位置しており、転用目的は共同住宅建築です。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。
番号14につきましては、●●字●●に位置しておりまして、転用目的は住宅建築です。周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっておりまして、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。住宅建築は、許可方針である不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てまいりました。
以上でございます。

事務局 すみません、資料の訂正をお願いしたいのですが。

議長 事務局より、資料の訂正の申し出がありました。許可してよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 それでは、事務局からの申し出を許可します。

事務局 10ページをご覧ください。
番号14の契約内容ですけれども、所有権移転（贈与）となっていて、こちらについては売買になります。所有権移転（売買）に訂正をお願いいたします。

議長 事務局より訂正の説明がありました。みなさん、よろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 では、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。質疑ありませんか。

古内世紀委員 14番の古内です。
今、売買と訂正がありましたので、用地費については幾らになるかお聞きします。

議長 事務局、お願いします。

事務局 こちらの対価等に記載されている金額については建築費用になり

まして、用地費については贈与のため、発生いたしません。
大変申し訳ございませんが、先ほどの訂正の撤回をお願いしたい
と思います。

議長 休憩します。(9:46)

議長 再開します。(9:47)

議長 事務局より、先ほどの訂正の撤回の申し出がありましたが、許可
してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、事務局からの申し出を許可します。

事務局 10ページの番号14の契約内容については、先ほど所有権移転
(売買)に変更しましたが、所有権移転(贈与)に戻させていただきます。

議長 それでは、先ほどの訂正を撤回し、契約内容は所有権移転(贈
与)に戻します。みなさん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決
定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決
定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進
達をいたします。

議長 以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名 委員
議席 3 番

署名 委員
議席 4 番